

賃貸住宅ご入居者さま向け

THE



個人用火災総合保険



東急住宅リース セーフティプラン





「家財」をとり巻くさまざまなリスクをまとめて補償します。

「損害保険金」補償内容 詳しくは P3 ~ P4 へ

<p>火災 失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。</p>  <p>落雷 落雷による損害を補償します。</p>  <p>破裂・爆発 ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。</p> 	<p>風災、雹災、雪災</p>  <p>台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災による損害を補償します。</p> <p>雨などの吹込みによって生じた損害につきましては、建物の外壁、屋根、開口部等の外側の部分が風災などの事故によって直接破損した場合にかぎります。</p>	<p>水災</p>  <p>台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災(床上浸水等)の損害を補償します。</p>	<p>建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など 自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。</p>  <p>漏水などによる水濡れ 給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。 給排水設備自体に生じた損害を除きます。</p>  <p>騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。</p>  <p>盗難による盗取・損傷・汚損 盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。</p> 	<p>不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)</p>  <p>物を運んでいるときに誤って家財道具を破損させてしまった場合などの偶然な事故による損害を補償します。</p>	<p>自己負担額</p> <p>0円 上記参照</p> <p>⚠️ ご注意 自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。</p>
---	--	--	---	--	--

注意点

- ①明記物件がある場合はセーフティプランでのお申し込みができません。
貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの(以下「貴金属・宝飾品」といいます。)や、稿本や設計書などがある場合はセーフティプランでのお申し込みができません。これらのもの(以下「明記物件」といいます。)の補償を希望される場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ②貴金属、宝飾品の取扱い
保険証券に貴金属、宝飾品が明記されていない場合であっても、保険期間を通じて1回の事故にかぎ

り、これを保険の対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

- ③盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)
通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、右表の金額を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

THE 家財の保険の主な特長

特長1 火災等の事故時の大家さんへの賠償責任を補償します!
(借家人賠償責任補償)

借家人賠償責任補償(自動セット)

借戸室が偶然な事故により損壊した場合において、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負ったとき、その損害賠償金をお支払いします。(自己負担額はありません。)
なお、損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。



修理費用補償(自動セット)

借戸室が偶然な事故により損害を受け、大家さんとの賃貸借契約に基づき修理した場合または居住のために緊急的(注)に修理した場合に負担した修理費用を補償します。(自己負担額は3,000円です。)
※専用水道管の凍結に伴う修理費用は1回の事故につき10万円が限度となります。
(注)借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。

特長2 同居人(注)の方の家財

被保険者が所有する家財だけでなく、同居人(注)が所有する保険証券記載の借戸室に収容されている家財もあわせて補償します。たとえば、ルームシェアをしている場合など家財の所有者が複数名いるときでも、同居人(注)の家財を含めて補償されるため、家財の所有者ごとに保険に加入する必要がありません。
なお、この保険に自動的にセットされる借家人賠償責任補償、修理費用補償はもちろん、各種特約(詳しくはP3)~(P4)へ)についても、これらの被保険者に同居人(注)を含めます。

自動的にセット



借家人賠償責任補償

偶然な事故により、大家さんに対し法律上の損害賠償責任を負担した場合に借家人賠償保険金をお支払いします。



修理費用補償

偶然な事故により、賃貸借契約に基づく修理費用を負担した場合に修理費用保険金をお支払いします。

「費用保険金」補償内容



地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



同居人が居住する場合の被保険者に関する特約



残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。



個人賠償責任特約

日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



臨時費用保険金

損害保険金にプラスして損害保険金の30%(100万円限度)をお支払いします。



損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動による費用を支出した場合に、その損害防止費用をお支払いします。

詳しくは [P3](#) [P4](#) へ



THE 家財の保険には原則付帯されます。 ご希望により外すこともできます。

地震保険



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象である家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



さらに

地震保険について 詳しくは [P5](#) へ

保険金をお支払いできない主な場合につきましては [P6](#) をご参照ください

も補償します!

※ THE 家財の保険には「同居人が居住する場合の被保険者に関する特約」が自動セットされます。追加となる保険料はありません。

(注) 保険証券記載の被保険者と同居する方をい、保険証券記載の建物の賃貸借契約における借主または同居人に該当する方にかぎります。

特長3 家財の保険金額は、新価の範囲内で自由に設定できます!

家財の評価額の全額を補償しようとするとう保険料の負担が大きくなるし、かといって一部しか加入しないと損害額の一部しか支払われないし...とお考えのお客さまのニーズにお応えします。新価の範囲内で自由に保険金額を設定できます。

■「新価1,500万円」の家財をお持ちで、「保険金額600万円」に設定した場合の受取保険金

THE 家財の保険は
保険金額を限度に
損害額全額をお支払い!

(自己負担額は差し引かれます。)



! 1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

家財の新価の目安

思っている以上に家財は高額です。(平成28年8月時点)

ご家族構成	2名 大人のみのみ	3名 大人2名 子供1名	4名 大人2名 子供2名	5名 大人2名 子供3名	独身世帯	
世帯主の年齢	25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
	30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
	35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
	40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
	45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
	50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	





※ 上の表は家財の新価の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

契約上重要となるご注意点 THE 家財の保険のあらまし



1. 損害保険金 選択した契約プランで補償する事故について、以下のとおり保険金をお支払いします。

事故の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額						
 ①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	【家財(注9)】 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 損害額※ - 自己負担額 = 損害保険金 </div> ※損害額とは、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。 通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額	通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
事故の種類	限度額							
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円							
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額							
 ②風災(注1)、雹災、雪災(注2)(注3)	風災(注1)、雹災または雪災(注2)(注3)によって保険の対象が損害(注4)を受けた場合							
 ③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (ア)保険の対象である家財の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ)保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(注5)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合							
 ④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。							
 ⑤漏水などによる水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア)給排水設備に生じた事故 (イ)被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故							
 ⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動(注6)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合							
	⑦盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額(注7)に含まれます。						
	⑧通貨等、預貯金証書等の盗難	保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ウ)および(エ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の(オ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額(注7)に含まれます。 (ア)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人(注8)および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。 (イ)盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 (ウ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (エ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (オ)保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。						
 ⑨不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故(①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。(注6) 保険金をお支払いできない主な場合の5もご参照ください。							



2. 費用保険金

費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
 ①地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、保険の対象である家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(注10)、または保険の対象である家財が全焼となったとき(注11)。(地震等により保険の対象が滅失した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、家財を収容する建物ごとに行います。	保険金額×5%
 ②残存物取片づけ費用保険金	①.損害保険金の①から⑧までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合	実費(損害保険金×10%限度)
 ③臨時費用保険金	①.損害保険金の①から⑧までの損害保険金が支払われる場合	損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。
 損害防止費用	保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な①から③までの費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)	実費(保険金額限度)

3. 大家さんへの賠償等

補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする借家人賠償保険金、修理費用保険金の額
 ①借家人賠償責任 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ※被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎります。)を含みます。ただし、被保険者に関する事故にかぎります。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度)
 ②修理費用	偶然な事故により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的(注12)に、自己の費用で現実これを修理した場合(ただし、借家人賠償保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部等の修理費用を除きます。)	実費(1回の事故につき、修理費用の額から保険証券記載の自己負担額を差し引いた額を、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。) ※上記にかかわらず、借戸室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用について、損保ジャパン日本興亜が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。

4. 特約 セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
 <p>①同居人が居住する場合の被保険者に関する特約</p>	<p>保険証券記載の建物に収容されている同居人の所有する家財が損害を受けた場合</p> <p>※同居人とは、保険証券記載の被保険者と同居する者をいいます。ただし、保険証券記載の建物の賃貸借契約における借主または同居人に該当する者にかぎりません。</p> <p>※特別の約定がない限り、借家人賠償責任もしくは修理費用および個人賠償責任特約の被保険者に同居人^(注13)を含めます。</p>	<p>② 1. 損害保険金「お支払いする損害保険金の額」に記載の算式により算出された損害保険金</p> <p>③ 3. 大家さんへの賠償等「お支払いする借家人賠償保険金、修理費用保険金の額」に記載の算式により算出された借家人賠償保険金および修理費用保険金</p> <p>④ 4. 特約のうち②の「お支払いする特約保険金の額」に記載の算式により算出された特約保険金</p>
 <p>②個人賠償責任特約</p> <p>※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。</p>	<p>日本国内外において発生した以下のいずれかの場合（職務遂行に起因する場合等を除きます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者^(注14)が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者^(注14)の居住の用に供される住宅（別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。）または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 	<p>損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など（1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度）</p>

- (注1) 風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- (注2) 雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (注3) 雪災(雪災の事故による損害) 雪災^(注2)の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。
- (注4) 損害 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災^(注1)、雹災または雪災^(注2)の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害にかぎりません。
- (注5) 床上浸水 居住の用に供する部分の床(敷敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。
- (注6) 騒擾およびこれに類似の集団行動 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準する規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動^(注16)に至らないものをいいます。
- (注7) 損害額 次の額を限度とします。
①明記物件以外の家財については再調達価額 ②明記物件については時価額
- (注8) 小切手の振出人 被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注9) 家財 家財に動物または鑑賞用植物が含まれている場合のその動物または鑑賞用植物の損害については、その動物または鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡または枯死(その植
- 物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときのみ保険金をお支払いします。
- (注10) 建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注11) 家財が全焼となったとき 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含まれません。
- (注12) 緊急的 借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。
- (注13) 同居人 同居人が責任無能力者である場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族にかぎりません。)を借家人賠償責任および個人賠償責任特約の被保険者に含めます。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。詳細は「ご契約のしおり」をご覧ください。
- (注14) 被保険者 この特約における被保険者は次のとおりです。
① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者^(注15) ③ 記名被保険者またはその配偶者^(注15)の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者^(注15)の別居の未婚の子 ⑤ 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりません。⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎりません。
- (注15) 配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
- (注16) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

用語の解説

- 【保険契約者/契約者】** 保険会社に保険契約の申し込みをする方をいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。
- 【被保険者】** 補償を受けられる方をいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うことになります。
- 【保険の対象】** 保険をつける対象のことをいい、この保険契約では、家財が該当します。
- 【保険金額】** 保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。
- 【保険金】** 保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。
- 【費用/保険金】** 家財の損害のほかに、さまざまな費用が必要となり、その費用をサポートするために支払われる保険金です。
- 【保険料】** 保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお支払いがなければ、補償はされません。
- 【敷地内】** 同一の契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの囲いの有無を問いません。)。また、公道、河川などが介在していても敷地

- 内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
- 【再調達価額】** 損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
- 【新価】** 保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
- 【時価額】** 保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。ただし、貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品(1個または1組の価額が30万円を超えるか否かを問いません。)。は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
- 【自己負担額】** 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
- 【告知事項】** 危険^(注)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。(注)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。
- 【通知義務】** ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を引越した場合などが該当します。
- 【通貨等】** 通貨および小切手をいいます。

充実のサービスをすべてのプラン^(注1)で無料付帯! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

THE 家財の保険にご加入いただくと無料で使えます!

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。詳細につきましては、ご契約のしおり、ご契約後に送付される約款(ご契約時にWeb約款を選択された場合はWeb約款)記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

0120-620-119

※ ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービスの受付時間	サービス名		
24時間 365日受付	水まわりのトラブル応急サービス		かぎのトラブル応急サービス
	防犯機能アップ応援サービス	健康・医療相談サービス ^(注2)	介護関連相談サービス
平日 午前10時~ 午後5時 ^(注3)	住宅相談サービス(原則予約制)	法律相談サービス(原則予約制)	税務相談サービス(原則予約制)

(注1) 総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

(注2) サービスの内容によってはご利用可能な時間帯が異なります。(注3) 土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。

※ 提携業者によるサービス提供であり、交通事情や気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。



地震保険は必要保険です!

災害後の暮らしをしっかりサポート

地震保険(原則付帯)

THE 家財の保険だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や、火災(発生原因を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

地震保険の保険の対象

家財 居住用建物に収容されている家財一式。ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。

- ⚠ 保険の対象に含まれないもの** 家財であっても以下のものは保険の対象に含まれません。(THE 家財の保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
 - 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
 - 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)
 - 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)

地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定:主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。
保険金額の限度額:1,000万円

地震保険に2契約以上加入されている場合は、同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財ごとに保険金額を合算して限度額を適用します。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。所定の確認資料のご提出により、以下の割引が適用される場合があります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

- 免震建築物割引 ●耐震等級割引 ●耐震診断割引 ●建築年割引

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。THE 家財の保険に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。

※ 保険期間の途中から地震保険にご加入することもできます。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

⚠ 警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

地震保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払します。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

※ お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.3兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する11.3兆円の割合によって削減されることがあります。(平成28年8月現在)

※ 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

	損害の程度	お支払いする保険金
全損	家財全体の時価額の80%以上の損害	地震保険金額の100%(時価額が限度)
大半損	家財全体の時価額の60%以上80%未満の損害	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	家財全体の時価額の30%以上60%未満の損害	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	家財全体の時価額の10%以上30%未満の損害	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

⚠ 損害認定に関する注意点	⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点	⚠ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点	⚠ 主契約火災保険に関する注意点
損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)	損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。	損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。	地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取片づけ費用など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは(P6)へ

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
- 保険の対象の紛失・盗難の場合 など

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(平成28年8月現在)

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震保険料の全額(最高50,000円)	地震保険料の1/2(最高25,000円)

保険金をお支払いできない主な場合

⚠️ ご注意! 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

THE 家財の保険

1 次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外にある間に生じた事故
- ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑦ **② 1. 損害保険金の①から⑥までの事故または ② 2. 費用保険金の① 地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難**

2 次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用(注3)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の②に該当する場合であっても地震火災費用保険金(② 2. 費用保険金の①)をお支払いできることがあります。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震保険を付帯することで、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害を補償することができます。詳細につきましては、⑤ 地震保険をご確認ください。)
- ③ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 次の①から③までのいずれかに該当する損害および次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用(注7)に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

4 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いできません。

5 発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑮までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)(② 1. 損害保険金の⑨)の損害保険金をお支払いできません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④ 保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑧ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑨ 楽器の音色または音質の変化
- ⑩ 風、雨、雪、霽、砂塵その他これらに類するもの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- ⑪ 携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑫ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑬ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑭ 動物または植物について生じた損害
- ⑮ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害

6 発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑮までのいずれかに該当する借用戸室の損壊による損害または修理費用に対しては、借家人賠償保険金および修理費用保険金(③ 3 大家さんへの賠償等)をお支払いできません。(ただし、借家人賠償保険金については、③ および⑮を除きます。)

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
- ② 借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 借用戸室に対する加工・修理等の作業(借用戸室の建築、増改築作業等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損壊
- ④ 借用戸室の電気的事故または機械的事故に起因する損壊。ただし、これらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤ 詐欺または横領によって借用戸室に生じた損壊
- ⑥ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損壊
- ⑦ 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損壊
- ⑧ 風、雨、雪、霽、砂塵その他これらに類するもの吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊。ただし、借用戸室の外側の部分(注8)が風災(注9)、雹災または雪災(注10)の事故によって破損し、その破損部分からこれらが借用戸室の内部に吹き込みまたは漏入したことによって生じた損壊を除きます。
- ⑨ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損壊が生じた場合を除きます。
- ⑩ 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化(注11)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損壊その他類似の損壊またはねずみ食い、虫食い等に起因する損壊
- ⑪ 借用戸室の欠陥に起因する損壊。ただし、保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損壊を除きます。
- ⑫ 専用水道管のパッキングのみに生じた損壊

地震保険

7 次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者(注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- ⑤ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害

(注1) 保険契約者、被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者(①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) ①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用 ①から③までの事由によって発生した ② 1. 損害保険金の①から⑨、② 2. 費用保険金の①から③に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でも ② 1. 損害保険金の①から⑨、② 2. 費用保険金の①から③に掲げる事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

(注4) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区にお

いて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質(注5)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 次の①から③までのいずれかによって生じた損害または費用 ② 1. 損害保険金を支払う場合の①から③までおよび ② 2. 費用保険金の①から③に掲げる事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害にかぎり

ります。

(注8) 借用戸室の外側の部分 外壁、屋根、開口部等をいい、窓、扉を含みます。

(注9) 風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注10) 雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をい

い、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(注11) 自然の消耗もしくは劣化 日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

ご注意ください

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフといいます。)を行うことができます。保険期間が1年を超えるご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができない契約

(例) 1. 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。)

2. 営業または事業のためのご契約

3. 法人または社団・財団等が締結したご契約

4. 質権が設定されたご契約

5. 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

6. 通販特約により申し込まれたご契約

ご注意ください

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、以下の①から⑥までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更	②保険の対象の移転	③住居部分がなくなった	④建物の建築年月(地震保険の建築年割引を適用された場合)
⑤建物内の職作業作業規模の変更	⑥割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合)		
⑦保険の対象の譲渡	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。		
⑧ご契約者の住所・通知先変更	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。		
⑨上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。		

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】
 上記のご連絡をいただく場合において、以下のア.またはイ.のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。
 ア. 住居部分がなくなったとき
 イ. 日本国外に保険の対象が移転したとき

保険料について

保険料をお支払いいただきますと、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。なお、口座振替の場合や、団体扱特約など特定の特約をセットした場合は、保険料領収証が発行されないことがあります。

事故が起こった場合

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談のうえ、交渉をおすすめください。ご連絡先は右記「万一、事故にあわれたら」をご確認ください。また、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生したときに終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。ご契約が終了した場合は、払込方法によって手続きが異なりますので、詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に損保ジャパン日本興亜のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

引受保険会社が破綻した場合は

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。(平成28年8月現在)

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

- 「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」のペットネームです。
- このパンフレットは「個人用火災総合保険(賃貸住宅内収容家財)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。
- なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者(加入者)と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 「東急住宅リース セーフティプラン」は、東急住宅リースが取り扱う「THE 家財の保険」のペットネームです。

THE 家財の保険のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで、損保ジャパン日本興亜がトータルにサポートします。

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【事故サポートセンター】 **0120-727-110** 24時間
365日対応
 ●おかけ間違いにご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

商品についてのお問い合わせは下記カスタマーセンターにご連絡ください。

【カスタマーセンター】 **0120-888-089**
 ●おかけ間違いにご注意ください。


【受付時間】平日:午前9時~午後8時 土・日・祝日:午前9時~午後5時(12月31日~1月3日は休業)
 ※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます。

お客さま向けインターネットサービス

マイページ <http://www.sjnk.co.jp/mypage/>

こんな便利な機能が使えます。
 ●契約内容・代理店の連絡先のご照会 ●住所・電話番号のご変更手続き ●お取引のある代理店への保険相談
 ※マイページは、個人のお客さま専用サービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合もあります。詳しくは損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
 損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】
 **0570-022808** 通話料
有料 IP電話からは
03-4332-5241を
ご利用ください。
 ●おかけ間違いにご注意ください。
 【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

取扱代理店について

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

[引受保険会社]



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

Tel:03-3231-4153

[受付時間]平日の午前9時~午後5時(土日祝、12/31~1/3を除く)

<公式ウェブサイト><http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先
 [取扱代理店]

東急住宅リース株式会社 業務管理部 保険グループ

〒163-0909 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス9階

Tel:0120-974-449

【受付時間】平日の午前9時半~午後6時